

# 国民健康保険

国民健康保険制度は、加入者がお金(保険料)を出し合い医療機関などを利用したときに、その医療費(窓口で支払う自己負担分以外)を保険者である市国保が支払う「助け合いによる医療保険制度」です。

市国保加入者数は、毎年減少していますが、1人当たりの保険給付費は増加しています。今後も安定した保険運営を行うため、医療費の抑制に協力をお願いします。

## 国民健康保険料

平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、市町と共同して国民健康保険制度を運営することになりました。

平成30年度の保険料率は、29年度と比較し、被保険者1人当たりの保険料額を平均8千円引き下げました。

※所得などの状況により、保険料が高くなる場合があります。

【問合せ先】 保険健康課保険業務係 ☎24-1111内線2120

### 【国保料の算定方法・賦課の対象者など】

	按分方法	賦課の算定方法	保険料		
			医療分	後期高齢者支援分	介護分
応能割	所得割	世帯被保険者の基礎控除後総所得金額×所得割率	7.20%	2.20%	1.67%
	資産割	世帯被保険者の固定資産税額(土地・家屋のみ)×資産割率	27.50%	7.00%	6.30%
応益割	均等割	世帯被保険者数×均等割額	21,700円	6,600円	7,300円
	平等割	世帯数×世帯別平等割額	22,500円	7,100円	5,100円
最高限度額			58万円	19万円	16万円
賦課の対象(国保被保険者)			全員		40～64歳

※保険料の7・5・2割軽減の対象になった場合は、均等割と平等割がそれぞれ10分の3、10分の5、10分の8になります。

## 保険証の更新

7月下旬に8月1日から1年間使用する保険証を世帯主宛に郵送しました。同じ世帯の国保被保険者全員の保険証を同封しています。

平成31年7月1日までに65歳になる退職被保険者または70歳になる人、平成31年7月31日までに75歳になる人は有効期限が短い保険証となっていますが、有効期限までに新しい保険証が郵送されます(保険料に滞納がある場合も、有効期限が短い保険証となっています)。

### ■遠隔地被保険者

施設などに入所していて遠隔地被保険者証を使っている人には、保険証を郵送していません。窓口で更新の申請をしてください。

【申請場所】 市役所 市民課または各支所 市民保険係

【持参物】 平成30年4月1日以降の施設入所証明書、世帯主と対象者の個人番号確認書類、印かん、届出をする人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

【問合せ先】 保険健康課保険業務係 ☎24-1111内線2134

---

## 限度額適用・標準負担額減額認定証などの更新

---

国保に加入している人の限度額適用・標準負担額減額認定証などの有効期限は7月31日までです。8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に更新をしてください(7月中は更新できません)。

※保険料に滞納がある世帯で、70歳未満の人へは限度額適用認定証は交付されません。

**【申請場所】** 市役所 保険健康課(17番窓口)または各支所 市民保険係

**【対 象】**

- ▶ 現在、医療機関で入院している人(入院予定も含む)
- ▶ 高額な外来診療を受けている人
- ▶ 過去1年以内に91日以上入院した人(住民税非課税世帯)

**【持参物】** 印かん、保険証、世帯主と対象者の個人番号確認書類、現在持っている限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証、届出をする人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※過去1年以内に91日以上入院した人は、そのことを証明する領収書などを持参してください(住民税非課税世帯のみ)。

**【問合せ先】** 保険健康課保険業務係 ☎24-1111内線2106

---

## 後期高齢者医療制度

---

### マイナンバーカード

■住所変更手続き(転入・転居届)

住所変更の手続きをする場合、マイナンバーは変わりませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」には、新住所を追記する必要があります。同一世帯の住所変更手続きをする場合は、世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

※マイナンバーカードについては、世帯全員分の暗証番号の入力が必要です。また、転入届を出した場合でも、マイナンバーカードの住所変更手続きを行うことなく90日を経過するとそのマイナンバーカードは失効します。

**【手続・問合せ先】** 市民課 ☎49-7075  
または各支所市民保険係



マイナちゃん

75歳を迎える世帯主の国民健康保険料

平成30年度中に75歳を迎える人は後期高齢者医療制度へ加入することになります。

国民健康保険に加入している世帯主のうち75歳を迎える人は、平成30年度国民健康保険料の年金からの天引きは行いません(4月からの天引きも停止しています)。

8月中旬に賦課決定通知書が届きますので、納付書または口座振替による納付をお願いします。

**【問合せ先】** 税務課市民税係 ☎24-1111内線2519  
または各支所税務係